

演奏権の意義と音楽教室事件第一審判決



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

近時、JASRACによる音楽教室に対する演奏権行使（著作物使用料の徴収）の可否が社会的に大きな注目を集めている。演奏権については、これまで各種の裁判例等においても、著作権法が定める要件の解釈基準等が示されてきているところではあるが、演奏権の行使が認められる範囲については、その各要件の意味を個々独立的に検討するのではなく、演奏権の要件（22条）と権利制限規定（38条1項）とを総合的・一体的に検討することで、著作権法の趣旨に適った解釈基準を定立するのが相当と考える。

そこで、本稿においては、まず、著作権法が定める演奏権の趣旨を明らかにしたうえで、演奏権の要件（22条）と権利制限規定（38条1項）との総合的・一体的な視点から演奏権の行使が認められる範囲につき検討し、上記・音楽教室事件に関する第一審判決（東京地裁令和2年2月28日判決）につき私見を述べることを目的とする。

第2 演奏権の意義

1 著作権法の規定と趣旨

(1) 演奏権に関する規定

著作権法が演奏権の要件及び権利制限（演奏権を行使できる範囲）について如何に定めているかを確認することで、同法が定める演奏権の趣旨も明らかにすることが可能である。

まず、著作権法は演奏権の要件につき、次のとおり定めている。

第22条

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

第2条5項

この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

また、著作権法は演奏権が制限される場合につき、次のとおり定めている。